船舶事故調査報告書

令和７年１１月１９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和７年３月６日　１１時１０分頃
発生場所	和歌山県和歌山市地（じ）ノ島南方沖 地ノ島灯台から真方位２０１°　１，０３０ｍ付近 （概位　北緯３４°　１７．３′　東経１３５°　０３．３′）
事故の概要	貨物船第五栄政（えいせい）丸は、南西進中、また、漁船辰美（たつみ）丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和７年３月１０日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　貨物船　第五栄政丸、４８４トン １２９５７４、新井海運有限会社 Ｂ　漁船　辰美丸、１．６トン ＷＫ３－２１３０７（漁船登録番号）、個人所有 第２５２－１６９９１号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長Ａ、四級（航海） 船長Ｂ、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　球状船首に擦過傷 Ｂ　船首部に破口
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西北西、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか２人が乗り組み、徳島県徳島小松島港で積荷役を行う目的で、大阪府阪南港を出航した。 Ａ船は、船長Ａが船橋で操船に当たり、加太（かだ）瀬戸に向けて約１０ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により航行していた。 船長Ａは、加太瀬戸北方沖で手動操舵に切り替えて操船に当たっていたところ、同瀬戸南方沖に釣り船３隻を目視で認め、同瀬戸を通過した後、それら３隻を避けるために右舵を取った。 船長Ａは、その後、Ａ船を南西進させていたところ、右舷船首方にＢ船を視認し、Ａ船の速力を約８kn に減じてＢ船を監視し、Ｂ船がＡ船に向かって接近してきていることが分かった。 船長Ａは、運動性能のよい小型船であるＢ船がＡ船を避けると思い、針路及び速力を保持していたところ、Ｂ船がなおも接近するので、主機を中立とした後、後進にかけるとともに汽笛を約２～３秒間吹鳴したが、Ａ船の船首部とＢ船の船首部とが衝突した。

船長Ａは、本事故の発生を海上保安庁に通報した。

Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、和歌山市虎島周辺でわかめ漁を行った後、同市加太港に向けて地ノ島南方沖を東進していた。

船長Ｂは、舵輪の前に立ち、入港時の目標である右舷船首方の加太港第１防波堤灯台を見ながら手動操舵で操船に当たっていたところ、船首至近にＡ船を認め、主機を後進にかけたが、Ｂ船とＡ船とが衝突した。

船長Ｂは、本事故の発生を海上保安庁に通報した後、加太港に向かった。

船長Ｂは、Ａ船からの汽笛が聞こえなかった。

（図１　参照）

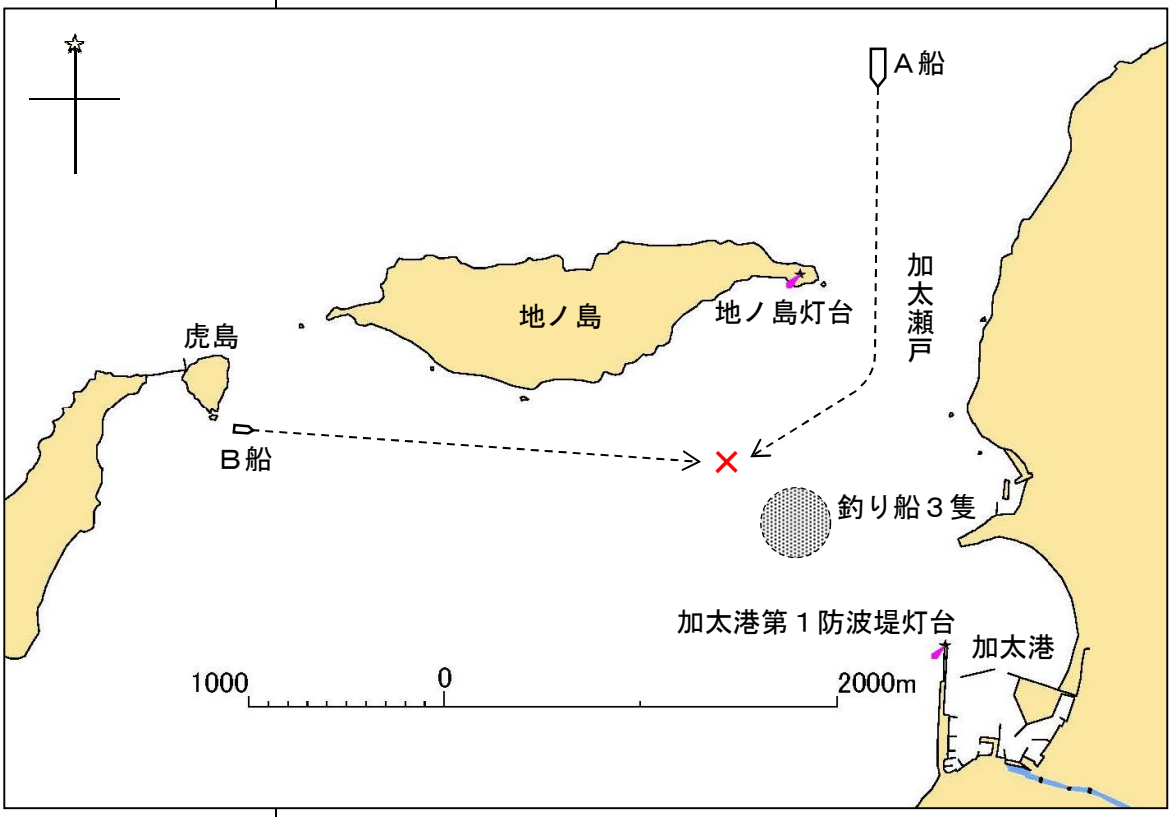

図１　事故発生経過概略図

分析

Ａ船は、南西進中、船長Ａが、右舷船首方から接近するＢ船を認めたが、運動性能のよい小型船であるＢ船がＡ船を避けると思い、針路及び速力を保持したことから、なおも接近するＢ船に危険を感じて主機を中立運転とした後、後進にかけるとともに汽笛を吹鳴したものの、Ｂ船と衝突したものと考えられる。

Ｂ船は、東進中、船長Ｂが、入港時の目標である右舷船首方の灯台を見ることに意識を向けながら操船を続け、継続的に周囲の見張りを行っていなかったことから、左舷船首方からＡ船が接近していることに気付くのが遅れ、主機を後進にかけたが、Ａ船と衝突したものと考えられる。

原因

本事故は、Ａ船が南西進中、Ｂ船が東進中、船長Ａが、運動性能の

	よい小型船であるＢ船がＡ船を避けると思い、針路及び速力を保持したため、避航動作が遅れ、また、船長Ｂが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、Ａ船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船者は、接近する他船を認めたときには、余裕のある時機に、汽笛を吹鳴することにより注意喚起を行うとともに衝突のおそれがあるときは、早期に避航措置を採ること。 ・小型船の船長は、操船中、特定の対象だけに意識を向けることなく、他船との位置関係を継続的に把握できるよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。